

経税部
だより

民法改正に伴う契約及び相続に関する変更点

税理士 西川真幸

はじめに

成年となる年齢を18歳に引き下げる（2022年4月1日から施行）民法改正が話題となりまし

月には大幅な改正が行われ、一部の規定を除き2020年（令和2年）4月1日から施行されます。

また、2018年（平成30年）7月には、民法のうち相続法の分野について大きな改正が行われ、こちらは一部の規定を除き2019年（令和元年）7月1日から施行されています。

消滅時効に関する改正

（1）極度額の定めのない個人の根保証契約は無効

債権関係

保証人の保護に関する改正

（1）極度額の定めのない個人の根保証契約は無効

（2）公証人による保証

個人が根保証契約を締結する場合には、保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保

表 1

債権の種類	消滅時効期間	
	改正前	改正後
歯科医師の診療報酬	3年	原則5年
弁護士の報酬	2年	
飲食代	1年	
動産のレンタル代金	1年	
商取引債権	5年	

表 2

	改正前	改正後	
		一般の損害賠償請求権	人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権
不法行為（例えば、交通事故によって傷害を負った場合）	損害及び加害者を知った時から3年以内であり、かつ不法行為の時から20年以内	改正前と同じ	損害及び加害者を知った時から5年以内であり、かつ不法行為の時から20年以内
債務不履行（例えば、病院での手術ミスで後遺症が残った場合）	権利を行使することができる時から10年以内	権利を行使することができることを知った時から5年以内であり、かつ権利を行使することができる時から10年以内	権利を行使することができることを知った時から5年以内であり、かつ権利を行使することができる時から20年以内

（3）賃貸借契約から生ずる保証に関するルール

命又は身体が侵害された場合の権利行使期間を長期化する特例が設けられました（表2参照）。

損害賠償に関する改正

不法行為に基づく損害賠償請求権と債務不履行に基づく損害賠償請求権の双方について、人の生

賃貸借契約に関する改正

（1）賃借物の修繕に関する要件の見直し

（2）賃借人の原状回復義務及び収去義務等の明確化

相続関係

配偶者居住権の新設

配偶者居住権とは、配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、終身又は一定期間、その建物を無償で使用することができる権利で、建物について

（3）賃貸借契約から生ずる保証に関するルール

窓口日計表がリニューアル

- ・1日分が1ページで患者40人分まで
 - ・記入欄は「負担割合」、「保険・自費・雑収の種目別」で分類
 - ・B5判からA4判に
 - ・価格1500円（送料別）
- ご注文は電話またはFAXで歯科保険医協会まで。

預貯金の払戻制度の創設

改正前は、遺産分割が終了するまでの間は、相続人単独では預貯金債権の払戻しができませんでした。

※この改正は2019年7月1日に施行されました。

自筆証書遺言の方式緩和

これまで自筆証書遺言は、添付する目録も含め、全文を自書して作成する必要がありました。

※この改正は2019年1月13日に施行されました。

法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設

法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設

法務局（遺言書保管所）で自筆証書による遺言書を保管する制度が創設されます。

※この改正は2020年7月10日から施行されます。

（おわり）